

## 第 18 回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第 1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (藤原委員)
- 委員長 ) ここでお諮りいたします。第 24 号議案「平成 22 年度芦屋市立小・中学校管理職の人事異動に係る兵庫県教育委員会への内申について」は、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えます。よって、非公開で審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。ただ今から非公開で審議しますので、関係者以外は退席を願います。

<関係者以外退席>

<非公開審議>

<関係職員入室>

- 委員長 ) 次に、第 25 号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長 )                    〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 )                    この奨学金は芦屋市在住で、私立や公立の高校へ通ったときに、公立5,000円、私立7,000円を支給するのですね。

管理課長 )                    はい、そうです。

委員長 )                    それは給付ですね、貸付ではないのですね。

管理課長 )                    はい、給付でございます。

委員長 )                    実際にはどのぐらい現在該当者がいるのですか。また条件についてもあるのですね。

管理課長 )                    世帯の収入によりまして、何人世帯で幾らという所得制限を設けております。

委員長 )                    親の所得が関係するわけですね。

管理課長 )                    学校の推薦書と申請書をいただいて給付するという事です。人数ですが、平成20年度ですと、公立が86名、私立が92名、合計178名の方に、1,202万4,000円の給付がございました。19年度におきましては167名、1,135万1,000円です。

委員長 )                    予算が1,000万円ほど必要ということですね。

教育長 )                    高等学校の授業料の無償化問題が出ていますが、本市の場合は、授業料の補てんという意味ではありませんので、無償になっても、これについては従来どおりであります。

植田委員 )                    所得制限というのはどういったものですか。

管理課長 )                    世帯人数で基準があります、例えば2人の世帯で、所得で239万円、母子家庭とかでしたらそれにプラス45万円の加算があります。親子、夫婦と子供1人で274万円、収入です

と390万円ぐらいの収入になります。

植田委員) そういった所得制限があるのですね。

管理課長) 障がい者がおられる世帯ですと基準額に78万円が加算されます。

植田委員) 申込者数と、支給件数はどうですか。

管理課長) 平成20年実績でございますが、公立の申し込みが89名ということ。先ほど言いました受給者が86名で、3人が所得オーバーでした。私立につきましては、申請が94名、受給者が92名ですので、これは2名がオーバーしています。

植田委員) 現在は、個人責任の限界を超えてしまって、次の世代をどう生かさせるかはもう社会全体で対応せざるを得ない。同じスタートラインに立たせるということで考えれば、充実できるにこしたことはありません。可能な限りにその方向で行かなきゃしょうがないですね。

委員長) 奨学金にはいろいろな制度がありますが、ほかの奨学金制度も利用して、芦屋市の奨学金も受給できるのですか。

管理課長) 芦屋市の制度につきましては、他の制度との併用は可能です。

委員長) 日本育英会というのもありましたですね。

植田委員) 貸与制ですね。

管理部長) 兵庫県が高等学校在籍者への貸付も行っておりますが、それとの併用も可能です。

社会教育部長) 日本育英会はどちらかというと大学生が対象ですね。

委員長) そうですね、大学生が多いですね。

管理部長) 日本育英会は学生支援機構に名称が変わっています。

白川委員) 他市と比較してはどのようなのですか。

管理課長) 西宮市ですが、高校は給付でございます、公立5,500円、私立が1万1,000円でございます。尼崎市は、高校は公立5,000円、私立6,000円。伊丹市は、貸付だけですが、公立1万2,000円、私立2万1,000円。少し聞いておりますのは、高校につきましては、新規の貸し付けは平成22年から停止したいということで聞いております。宝塚市は公立は生活保護世帯7,000円、準要保護世帯が6,000円。私立は生活保護世帯が1万2,000円と準要保護世帯が1万円です。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第25号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第26号議案「芦屋市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) この古墳は推定では、どのぐらいの大きさなのでしょう。

生涯学習課長) 今回調査したところのみでしか2重周濠の確認はできておりません。前方部が相当古い時代から頻繁に削り取られ、開発が既に行われておりましたので、ここは円墳という認識しか当

初はなかったものでございます。ですから、推定という意味で言いますと、全長70メートルプラス、どこまでこの前方部の2重周濠があるかというのは推測が難しいというのが実情です。

植田委員) 盗掘形跡が少ないとのことですが、中にいろいろなものが、埋蔵されている可能性があるわけですか。

生涯学習課長) 平成6年度の調査で頭頂部のところにトレンチを入れておりました。その際わかっておりますのは、この金津山古墳については粘土槨という形で保存がされているようでございます。学芸員に聞きますと、盗掘をされている場合には、試掘の穴をあけると土器片等が、発見されるそうです。先ほど申し上げましたように、粘土槨部分が破壊をされないで残っているということからしますと、傷みがない状態で中に残っているものと考えられております。

植田委員) 場合によっては高松塚のような可能性もあり得るといえることですか。

教育長) 金津山は、金をあそこに隠しているという伝説もあります。盗掘されていないだろうと言われてはいますがわかりません。

植田委員) トレンチというのはどういうものなのですか。

教育長) トレンチというのは、長い溝を掘ることだそうです。

生涯学習課長) 2重周濠の部分ですが、数値的に見ますと、国内の古墳と呼ばれるものが約16万5,000あるそうです。そのうちで前方後円墳というのが約5,300、前方後円墳自体が全体の古墳の中の4%弱という数字です。その中で2重の周濠を持つ前方後円墳というものは日本全体で120基ぐらいしかないそうです。ですから、古墳と呼ばれる16万5,000にします

と、2重周濠を持つものは1%にも満たないという、希少価値があると認識をしております。非常に有名なものに仁徳天皇陵があります。ですから、5世紀後半の中央とのかかわりもある豪族の墓であろうということでございます。

宇佐見委員) 芦屋市文化財保護条例に従って指定をされると、今後はどのようなふうな経緯をたどるのでしょうか。

生涯学習課長) 一つには開発行為が許可できなくなります。現状保存ということが大前提になります。ただ、本来指定文化財という性格からしますと、例えば整備をし、一般に開放できるようにできればいいわけですが、御存じのように金津山を発掘するとなりますと、相当のものが恐らく出てくるというのが文化財保護審議会の委員の方の御意見でございまして、かなりの、調査に係る費用が市として負担せざるを得ない。ですから、現実的には、整備をしていくということは難しいと考えております。

植田委員) 保管場所等で困ることになるのですね。

委員長) ここが指定されると、広報をしますね。そうすると興味のある人は見に行こうかということになりますが、そういう人に対しての何かサービスみたいなものは考えているのですか。

生涯学習課長) 過去、2重周濠がでてきたときは、市民説明会等も実施をいたしました。しかし今回、指定をした段階で現場を見られても小高い丘があるということしか見えませんので。今考えておりますのは、現地はここですという御案内と、打出教育文化センターが近くにありますので、今までの発掘で出土されました埴輪、須恵器等を展示したいと考えております。我々といたしましては、来週にも文化財保護審議会を予定しておりますので、

3月19日の教育委員会には審議会からの答申をいただいて指定したいと思っております。そして、4月の早い時期に一般の方に御報告したいと考えております。

教 育 長 ) 今でも案内板の様なものがあります。

委 員 長 ) お金はかかるだろうと思いますが、それぐらひはやってもらいたいですね。

生涯学習課長) 現在のパンフレットも芦屋市の指定文化財という記載に変えなければいけませんので、作りかえます。平成20年度の発掘調査の際、報告書を出しておりますので、こういうのもごらんいただけるようにしたいです。

植 田 委 員 ) 発掘調査費の寄附をお願いしてもいいですね。

教 育 長 ) 今困っているのは、ここに大木が何本かあります。その大木の根が古墳を痛めている可能性があります。審議会からも、また指示がいただけるとは思っております。

委 員 長 ) パンフレットだけでもいいですね。

社会教育部長) 国登録有形文化財旧松山家住宅松涛館と両方見ていただくといいですね。

生涯学習課長) 芦屋市が裕福なときは、例えば埴輪館であるとか、そういう文化財を紹介できる施設をとということも考えていたようです。そのために、芦屋市が敷地を所有したという経過もあります。

委 員 長 ) 木を伐採するとか、何か方法はないのですか。

生涯学習課長) 根が古墳を痛めているのではないかという危惧もありますが、木を切るという行為に対しての問題もあります。低木等につきましては、3月の下旬に伐採する予定をしていますが、目立つ木につきましては、伐採に対しての批判もありますので、

慎重にやりたいと考えております。

植田委員) 確かに神社の木と同じで、貴重な緑ですからね。

委員長) 他市の有名な古墳のように、見にきてもらう状況をつくる必要がありますね。

生涯学習課長) 市指定文化財になりましたらその表示はさせていただきます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) それでは、日程5の審議に入ります。報告第11号「平成22年度「春の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

市民センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 聴講生というのはどういうものですか。

市民センター長) 例えば、去年26期を卒業された方が国際文化コースを受けたけれども、次のコースでは満喫コースだけを受けたいというような方がおられるので、そういうような設定をしております。それを聴講生としております。

植田委員) 他のコースも参加したいという趣旨なのですね。

市民センター長) そうです。

植田委員) 芦屋川カレッジに入った人たちを対象に極めて手厚いコースが設定されていて、すばらしいなと思っています。

社会教育部長) 芦屋川カレッジ以外に公民館講座がありますが、これは他市より充実していると思います。

植田委員) もう一つ聞きたかったのですが、公開セミナーというのは、これはどういうものなのですか。NHKで放映されるとか。

市民センター長) 俳句王国については公開録画ですが、あとの二つの公開セミナーはそういったものではなく、NHKが全部用意してくれて、こちらはホールだけ提供します。

社会教育部長) NHKは、すごい経費がかかっていると思います。市にとってはメリットが大きいです。

委員長) 読売が読書サロンをやっていましたね。

市民センター長) はい、今もやっております。

委員長) あれは、たくさんの方が集まっていますね。

植田委員) 無料ですか。

委員長) 無料です。読売が作家を呼んできたりしています。

植田委員) こちらのほうから言わなくてもNHK側が、どんどん提供してくれるのですか。

市民センター長) どういうわけかほかの市町村は嫌がっています。

植田委員) もったいないですね。

社会教育部長) 本市の公民館は、前向きに取り組んでいます。

教育長) 他市に誇れますよ。

市民センター長) 一度お受けしたのでずっと声をかけていただいて、去年もNHKの公開録画を行いました。今度も俳句王国をしませんかというふうな御案内をいただきました。

委員長 ) 芦屋川カレッジは2年ですか。

市民センター長) 1年です。

委員長 ) 入学式，卒業式というそうものはありますか。

市民センター長) はい。入学式と修了式はございます。

委員長 ) 修了式があるわけですね。カレッジというので2年かなと思っていました。

社会教育部長) 実態は，最初の年に国際文化コースを受けられた方は翌年，満喫コースを受けられます。ですから大体は2年受講されます。それから大学院に行かれると，3年になります。そういうパターンが多いですね。

委員長 ) こういった学びというものには人が集まります。それから趣味の講座を通じて，今度はグループができ，さらに詳しくやっっていこうかということになります。私が思いますのは，学習の成果を発揮できる場があればいいのですが，自分達の集まりだけで終わってしまう，そのところを行政が何か考える必要があると思います。

社会教育部長) 例えば，芦屋川カレッジ大学院の2期生の卒業論文発表会という場をセットしています。

委員長 ) そうですね，そういう場面へ中学生が一緒になってやるような，高齢者の集まりと学校が一緒になって取り組むとか，そういうことを工夫していったらいいと思いました。

社会教育部長) 生涯学習基本構想でもそれを大きく取り上げていますが，まずは公民館や芦屋川カレッジの修了生の方が，講師になってほしいと随分働きかけてはいるのですが，なかなかそこまでは至りません。

委員長 ) 私も兵庫県下のそういった集いに行ったことがあります、  
来ている人たちは、ほとんどが仲間なのです。ところがそこに  
集まってきている作品というのは、すごい作品が並んでいます。  
発表もステージでやりますが、すごくいいのです。ですから、  
そこで世代間が交流できるようになればいいなと思いました。

教育長 ) 我々もずっと課題になっています。何とか還元してもらい  
たいと。しかしながらなかなかうまく行きません。芦屋には、  
卒業された方々の学友会というのが非常に活発に活動されてい  
ますが、それを生かしていない。

委員長 ) それは行政がコーディネートしても良いのではないですか。

社会教育部長 ) お願いはしておりますが、一步を踏み出せない方が多いの  
ではないかと思っております。

委員長 ) いろいろな人から拍手をいただくというのは、お年寄り  
にとって、物すごく励みになるでしょう。

植田委員 ) 受け身型の人たちが一般的なんですね、安価でサービス  
を受けているわけですから、それは責任としてお返ししなきゃい  
けないと考えるのが一つの芦屋人の品格の義務であると、こう  
いうふうに分かればどうでしょうか。

委員長 ) 可能などころの検討をしてもらいたいと思います。

委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること  
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第 1 1 号採決。結果，承認（出席委員全員賛成）〉

委員 長 ) 日程第 6 閉会宣言